

要です



③結果の通知

通知は申請から原則30日以内に届きます。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが異なります。



基本チェックリスト判定による事業対象者

介護予防サービスのうち訪問介護と通所介護は介護予防・日常生活支援総合事業^{*}の訪問型サービス・通所型サービスとなります。要支援の認定を受けている方が訪問型サービス・通所型サービスのみを希望する場合は、要介護認定の更新手続きをしなくても、地域包括支援センター等による基本チェックリスト判定で「事業対象者」に該当すれば利用できます。
(利用できるサービス→8、10、16ページ)

※介護予防・日常生活支援総合事業

市が主体となり、介護予防の充実と多様な担い手によるサービスの提供を目指すもので、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業が含まれます。(→16ページ)

しくみと加入者

介護保険料の
決め方・納め方

サービス利用の
手順

介護サービス・
介護予防サービスなど

地域密着型
サービス

福祉用具貸与・
購入、住宅改修

費用の支払い

介護予防・
日常生活支援総合事業

小田原市の
高齢者向け事業

小田原市の地域
包括支援センター